

令和元年度 特定随意契約の発注見通し

発注課:総務課

令和元年10月1日現在

契約の名称	契約の内容	契約期間 ・納入期限	場所	契約相手方の 決定方法	選定基準	発注時期
マイクロバスの運転及び 車両内外の清掃と始業点 検管理業務	マイクロバスの運転及び車両内外の清掃 と始業点検管理業務	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	大木町役場西別館及 び運転経路	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法 律に規定するシルバー人材センター等 であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務 を履行できること。	4月
マイクロバスの運行にか かる調整、管理業務	マイクロバスの運行にかかる人員や日程 等の調整、管理業務	平成31年4月1日～ 平成31年9月30日	大木町役場西別館	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法 律に規定するシルバー人材センター等 であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務 を履行できること。	4月
大木町役場庁舎管理業務	大木町役場庁舎の早朝、深夜、週休日 及び祝日の管理業務	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	大木町役場本庁舎、 西別館及び子育て交 流センター	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法 律に規定するシルバー人材センター等 であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務 を履行できること。	4月
マイクロバスの運行にか かる調整、管理業務	マイクロバスの運行にかかる人員や日程 等の調整、管理業務	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	大木町役場西別館	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法 律に規定するシルバー人材センター等 であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務 を履行できること。	10月